

別添 2

○計画相談支援等に係る平成 30 年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（平成 30 年 3 月 30 日付障障発 0330 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）（抜粋）

※全文については、以下のホームページに掲載予定です。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/sodanshien.html>

第三 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の内容等

2 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定について

(1) 改定の趣旨

30年度改定においては、前述の課題を踏まえて以下を目的とした見直しを行ったところである。

- 1) 対象者の状況等に応じた適切な頻度でモニタリングを行うことにより、計画相談支援等の質が向上するよう、標準期間の一部を見直す。
- 2) 相談支援専門員の担当件数を平準化し、利用者ごとに丁寧な支援を行うことを可能とするため、1人当たりの標準担当件数を設定する。
- 3) 相談支援の質に応じて評価する報酬体系となるよう、質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する加算を創設する。
- 4) 1事業所において相談支援専門員が複数配置され、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできる質が高く、公正中立な事業所が増加するよう、特定事業所加算の拡充を図る。
- 5) これらの見直しによって、適切な支援の実施や体制整備を図っている事業所において独立採算が可能となり、新規事業所の増加や既存事業所における相談支援専門員の増員が促進されることで、各地域での相談支援体制の充実を図る。

第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組み事項等について

1 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

(2) 障害者相談支援事業（地域生活支援事業）について

市町村が実施する障害者相談支援事業は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービス利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う

ものである。そうした一般的な相談支援を実施する中で、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例、予防的な支援を必要とする事例等に対しても積極的かつ真摯に対応することが求められている。

また、本事業は障害者支援についての専門的な知識や技術を要するため、必要に応じて指定特定及び指定一般相談支援事業者へ委託することができる。その場合、委託契約の内容によっては、受託事業者の相談支援専門員が本事業と計画相談支援等を兼務することも想定される。市町村は、受託事業者が計画相談支援等も兼務することで、本事業の役割に支障をきたさないように配慮する必要がある。